

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(税務課)	23
○土地改良区の役員の就任の届出……………	(農業支援課)	24
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業支援課)	24
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	24
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	25
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	25
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(技術管理課)	26
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路課)	26
○海岸保全区域の指定の一部改正……………	(砂防災害課)	26

支庁告示

○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知……………		27
-----------------------------	--	----

告 示

北海道告示第364号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年4月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

- (1) 道税総合情報処理システムオンライン業務及びセンタ処理業務
- (2) 道税総合情報処理システム入力媒体作成業務

ア 随意契約に係る特定役務の名称

- (ア) ANK 1字当たりの単価
- (イ) 漢字 1字当たりの単価
- (ウ) 入力媒体 1件当たりの単価

イ 数量

- | | | |
|---------|--------|--------------|
| (ア) ANK | 調達予定数量 | 171,653,400字 |
| (イ) 漢字 | 調達予定数量 | 7,202,100字 |

(ウ) 入力媒体 調達予定数量 2,173,150件

(3) 道税総合情報処理システムシーリング業務

ア 随意契約に係る特定役務の名称

- (ア) 封かん 1件当たりの単価
- (イ) 封入・封かん 1件当たりの単価

イ 数量

- | | | |
|------------|--------|------------|
| (ア) 封かん | 調達予定数量 | 741,500件 |
| (イ) 封入・封かん | 調達予定数量 | 4,956,100件 |

(4) 道税総合情報処理システムコレートアンドディタッチャー処理業務

ア 随意契約に係る特定役務の名称

1件当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 405,100件

(5) 道税総合情報処理システムCD-ROM作成業務

ア 随意契約に係る特定役務の名称

- (ア) マスタ 1枚当たりの単価
- (イ) コピー 1枚当たりの単価

イ 数量

- | | | |
|---------|--------|------|
| (ア) マスタ | 調達予定数量 | 30枚 |
| (イ) コピー | 調達予定数量 | 486枚 |

(6) 道税総合情報処理システムプログラム作成業務

ア 随意契約に係る特定役務の名称

1人工当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 139.5人工

2 随意契約の相手方を決定した日

平成18年3月30日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社HBA
- (2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地

4 随意契約に係る契約金額

(1) 道税総合情報処理システムオンライン業務及びセンタ処理業務 610,299,900円

(2) 道税総合情報処理システム入力媒体作成業務

ア ANK 1字当たりの単価 0.39円

イ 漢字 1字当たりの単価 1.56円

ウ 入力媒体 1件当たりの単価 0.30円

(3) 道税総合情報処理システムシーリング業務

ア 封かん1件当たりの単価	3.5円
イ 封入・封かん1件当たりの単価	3.5円
(4) 道税総合情報処理システムコレートアンドディタッチャー処理業務 1件当たりの単価	14.0円
(5) 道税総合情報処理システムCD-ROM作成業務	
ア マスタ1枚当たりの単価	15,500円
イ コピー1枚当たりの単価	2,200円
(6) 道税総合情報処理システムプログラム作成業務 1人工当たりの単価	574,000円
5 契約の相手方を決定した手続 随意契約	
6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(1) 名 称	北海道総務部財政局税務課
(2) 所在地	札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、余市川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成18年4月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

就 任 年 月 日	理 事・監 事 の 別	氏 名	住 所
平成18. 3. 24	理 事	水 尻 洋	余市郡余市町黒川町810番地

北海道告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成18年4月7日、余市川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年4月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第367号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年4月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
爾志郡乙部町字豊浜442の2（国有林。次の図に示す部分に限る。）、408地先・409地先・414（以上2筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）、408、409
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字シャクニン144地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 なだれの危険の防止
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
沙流郡平取町字二風谷14の4地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、14の7（次の図に示す部分に限る。）、14の4から14の6まで
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字古岸94地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、93・94・95の3・249（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、114の5、116、117の1、250の1 (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 5(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡清水町字美蔓西二十四線89の8地先・91の4地先・96の2地先（以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、89の8・91の7・94の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、91の4、91の5、94の3、96の2、98の2、字美蔓1000の15から1000の17まで・1000の24・字美蔓西二十五線99の3・101の2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、97の3 (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 6(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡幕別町字豊岡1の1・1の3・4の1・4の5・4の6・4の10・4の12・4の20・5の8・5の10（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、4の7、4の13、4の15、5の7 (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市	町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局泊山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第368号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規程により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成18年4月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 指定施業要件変更予定保安林 厚岸郡浜中町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第369号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を根室市役所の掲示場に掲示する。その要旨は、平成18年北海道告示第298号のとおりである。 平成18年4月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 所在が不分明な者 根室市檜昔100ほか1筆所在の森林について所有権を有する 大 村 き 根室市檜昔100ほか1筆所在の森林について所有権を有する 佐々木 満壽子
---	--

北海道告示第370号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年4月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成18年度北海道土木工事設計積算電算システム及び入札契約総合管理システム運用業務
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成18年4月3日
- 3 随意契約相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社H B A
(2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地
- 4 随意契約に係る契約金額
102,060,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道建設部建設管理局技術管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年4月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 江差木古内線
- 3 道路の区域
区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

檜山郡上ノ国町字早瀬376番1地先から 檜山郡上ノ国町字早瀬386番1地先まで	前	9.36mから 36.99mまで	847.96m	――
	後	9.36mから 48.21mまで	849.80m	――

北海道告示第372号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年4月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

4石狩湾沿岸海岸保全区域の表石狩湾沿岸の(3)余市海岸の余市町の海岸保全区域の欄中2の事項を次のように改める。

- 2 次の基点①から③までの各点を順次に結ぶ線、基点①と補点①を結ぶ線、補点①から③までの各点を順次に結ぶ線及び基点③と補点③を結ぶ線によって囲まれた区域

- 基点① 3級基準点H16-11（北緯43度11分39.1192秒、東緯140度47分39.7168秒
世界測地系座標 X=-89375.115、Y=44243.681）から方向角99度14分15
秒の方向93.648mの地点
- 基点② 基点①から方向角95度35分47秒の方向95.476mの地点
- 基点③ 基点②から方向角89度09分57秒の方向10.304mの地点
- 基点④ 基点③から方向角92度34分25秒の方向4.566mの地点
- 基点⑤ 基点④から方向角98度23分17秒の方向54.766mの地点
- 基点⑥ 基点⑤から方向角92度19分54秒の方向6.292mの地点
- 基点⑦ 基点⑥から方向角83度41分18秒の方向25.024mの地点
- 基点⑧ 基点⑦から方向角85度36分15秒の方向9.368mの地点
- 基点⑨ 基点⑧から方向角89度13分04秒の方向4.394mの地点
- 基点⑩ 基点⑨から方向角97度55分23秒の方向4.266mの地点
- 基点⑪ 基点⑩から方向角101度43分18秒の方向5.429mの地点
- 基点⑫ 基点⑪から方向角93度21分26秒の方向130.960mの地点
- 基点⑬ 基点⑫から方向角93度21分26秒の方向130.926mの地点
- 基点⑭ 基点⑬から方向角92度54分03秒の方向17.368mの地点
- 基点⑮ 基点⑭から方向角90度43分14秒の方向178.537mの地点
- 基点⑯ 基点⑮から方向角90度35分06秒の方向139.847mの地点
- 基点⑰ 基点⑯から方向角93度38分29秒の方向26.027mの地点
- 基点⑱ 基点⑰から方向角92度19分42秒の方向9.108mの地点

基点⑱

基点⑱から方向角88度40分16秒の方向66.019mの地点

基点⑳

基点⑱から方向角88度41分14秒の方向21.826mの地点

基点㉑

基点㉑から方向角88度42分07秒の方向2.296mの地点

基点㉒

基点㉑から方向角89度40分52秒の方向95.261mの地点

基点㉓

基点㉒から方向角88度46分33秒の方向91.001mの地点

基点㉔

基点㉓から方向角89度12分19秒の方向90.111mの地点

基点㉕

基点㉔から方向角88度49分05秒の方向70.240mの地点

基点㉖

基点㉕から方向角86度21分26秒の方向11.695mの地点

基点㉗

基点㉖から方向角0度31分56秒の方向0.323mの地点

基点㉘

基点㉗から方向角88度36分54秒の方向57.014mの地点

基点㉙

基点㉘から方向角175度56分42秒の方向0.933mの地点

基点㉚

基点㉙から方向角88度45分15秒の方向141.794mの地点

基点㉛

基点㉚から方向角86度14分38秒の方向131.144mの地点

基点㉜

基点㉛から方向角86度16分43秒の方向155.979mの地点

基点㉝

基点㉜から方向角86度11分36秒の方向106.310mの地点

補点①

基点①から方向角0度00分00秒の方向44.664mの地点

補点②

基点⑱から方向角359度20分51秒の方向50.923mの地点

補点③

基点㉝から方向角346度33分19秒の方向51.844mの地点

北海道告示第303号（道路の区域の変更及び供用の開始）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ

欄

行

90

左

25

誤

達布小平線

正

達布小平町線

○平成18年4月7日（第1762号）

北海道告示第334号（知事権限に係る保安林の指定の解除の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ

欄

行

9

右

28

誤

上士幌町

正

士幌町

支

庁

告

示

北海道石狩支庁告示第10号

次の貸金業者の営業所の所在地及び所在を確認できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成18年4月18日

北海道石狩支庁長 三 好 昇

住 所	名 称	氏 名	登 録 番 号	主たる営業所の所在地
札幌市東区北6条東8丁目1番3－201号	サンラビット	張 光平 （長田光平）	北海道知事(2) 石第02388号	札幌市東区北12条東16丁目2番1号 シャイン1216－1階

正 誤

○平成18年3月31日（第1760号）

